利益の処分又は損失の処理に関する書類

利益の処分に関する書類

（投票勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		567,431,360
当期総利益	567,431,360	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	567,431,360	567,431,360

損失の処理に関する書類

（災害共済給付勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失		154,827,717
当期総損失	154,827,717	
Ⅱ　損失処理額		
前中期目標期間繰越積立金取崩額	154,827,717	154,827,717
Ⅲ　次期繰越欠損金		—

損失の処理に関する書類

（免責特約勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失		72,935,622
当期総損失	72,935,622	
Ⅱ　損失処理額		
前中期目標期間繰越積立金取崩額	72,935,622	72,935,622
Ⅲ　次期繰越欠損金		—

利益の処分に関する書類

（特定業務勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		1,499,261,848
当期総利益	1,499,261,848	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	1,499,261,848	1,499,261,848

利益の処分に関する書類

（一般勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		1,855,116,976
当期総利益	1,855,116,976	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	145,538,705	
独立行政法人通則法第44条第３項により主務大臣の承認を受けた額		
スポーツ振興基金事業積立金	1,709,578,271	1,855,116,976

附属明細書、勘定別財務諸表及び事業の種類別セグメント情報については、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページ（http://www.jpnsport.go.jp/）上で、開示しております。

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　中嶋　俊作
　登録番号　21589
　事 務 所　大阪府大阪市中央区北浜３－１－22　あいおいニッセイ同和損保淀屋橋ビル７階　ロイヤル綜合法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成29年10月23日
平成29年10月30日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成29年11月14日　　東京都教育委員会
失効した免許状
1　氏名　武舎　正徳
2　免許状の種類、番号、授与年月日、本籍地、授与権者
⑴　幼稚園教諭一種免許状、平19幼一第511号、平成20年３月31日、千葉県、千葉県教育委員会
⑵　小学校教諭二種免許状、平24小２第51号、平成24年４月１日、千葉県、東京都教育委員会
3　失効年月日　平成29年９月５日
4　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢推定50歳以上の男性、身長約156㎝、紺色長袖作業着、灰色半袖ポロシャツ、白色半袖肌着２枚、白色腹巻、紺色ジーンズ、ブリーフ２枚、白色靴下、黒色運動靴、鞄、ポーチ、時計
上記の者は、平成29年８月25日午後２時15分頃広島県山県郡安芸太田町大字土居22番地先の旧ＪＲ可部線土居トンネル内で発見されたものです。遺体は平成29年10月18日に火葬し、遺骨は千風苑で保管しています。心当たりの方は、当町福祉事務所まで申し出てください。
平成29年11月14日
広島県　　安芸太田町長　小坂　眞治

公示送達

下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による高崎都市計画事業上中居土地区画整理事業に係る平成29年10月13日付換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記のとおり公告します。
平成29年11月14日
高崎都市計画事業
上中居土地区画整理事業
施行者　高崎市
代表者　高崎市長　富岡　賢治

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所（又は、判明している最後の住所）及び氏名
住所　群馬県高崎市上中居町124番地
氏名　大塚　金弥
2　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定により、高崎都市計画事業上中居土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。
教示
1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に群馬県知事に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条２項に規定されています。）なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求ができなくなります。
2　この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に高崎市を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。
3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に高崎市を被告として処分の取消の訴えを提起することができます。
なお、別紙の掲載は省略し、それらを群馬県高崎市上中居町1598番地４所在の上中居岡公園の掲示場所において掲示しています。